

広 資 料 第 1 3 号
令 和 6 年 4 月 1 9 日
健 康 福 祉 部 高 齢 福 祉 課
健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課
市 民 情 報 提 供 資 料

「行政による支援が必要と思われる高齢者及び障害者に係る情報の提供に関する協定」の締結について

このことについて、多摩きた生活クラブ生活協同組合と令和6年4月19日に別紙の内容で「行政による支援が必要と思われる高齢者及び障害者に係る情報の提供に関する協定」を締結しましたので、お知らせします。

行政による支援が必要と思われる高齢者及び障害者に係る情報の提供に関する協定

武蔵村山市（以下「甲」という。）と多摩きた生活クラブ生活協同組合（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内に居住する者のうち行政による支援が必要と思われる高齢者及び障害者（以下「要支援者」という。）に関する情報の提供に関し、乙が甲に対して協力するに当たって必要な事項を定めることにより、要支援者の甲による早期把握を図り、もって必要な支援を適切に行うことを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、甲による要支援者への支援事業の趣旨に賛同し、乙の業務に支障のない範囲で甲の事業の実施に協力するものとする。

（情報提供）

第3条 乙は、甲の行政区域内において、乙の業務執行に際し、住民の対応の状況、住居の状況その他の現場の状況から、当該住民が行政による支援が必要な状況にあると思われる高齢者及び障害者である場合には、乙の業務に支障のない範囲内で甲に通報するものとする。

2 通報に当たっては、個人情報の保護に関する甲乙それぞれの条例や規則等に基づき、適切に対応するものとする。

3 甲への通報に係る費用については、乙の負担とする。

（対応）

第4条 甲は、前条第1項の規定による通報があったときは、誠実に対応しなければならない。

（免責）

第5条 乙は、通報の有無及び通報の内容に関し、甲に対してその責めを負わないものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に関わる対応、提供された情報の管理等に関わる全ての責務を負うものとする。

（秘密保持の義務）

第6条 甲及び乙は、この協定の実施に当たりそれぞれの相手方から提供された個人情報その他関連情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。

2 甲は、この協定の実施に当たり乙から提供された個人情報等を本協定の目的を超えて利用してはならない。

3 甲は、この協定の実施に当たり乙から提供された個人情報等の周知先等管理内容を乙に報告するものとする。

4 この条の規定は、この協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適用期間)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力が生じるものとし、その後は、甲又は乙が、その相手方に対し、書面をもって反対の意思を通知しない限り継続するものとする。

甲と乙とは、本協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、その1通を保管するものとする。

令和 6 年 4 月 19 日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市

武蔵村山市長 山崎 泰 大



乙 東京都東村山市富士見町3丁目9番地26

多摩きた生活クラブ生活協同組合

理事長 磯嶋志保子

